

大阪市阿倍野区役所後援名義使用内容変更不承認通知書

大阿○第 号
年 月 日

様

大阪市阿倍野区長

年 月 日付けで申請のあった後援の名義使用内容の変更について、次のとおり不承認とします。

記

行 事 の 名 称		
主 催 者	団 体 名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
開 催 日 時		
開 催 場 所		
変 更 内 容		

大阪市阿倍野区役所後援名義の使用に関する要綱（抄）

（承認条件）

第 8 条 区長は、前条に規定する後援名義の使用承認に際し、次の各号に定める条件を付す。

- （１）後援名義の使用を当該行事以外に行わないこと
- （２）後援名義の使用期間は、承認した日から当該行事終了時までとする
- （３）提出した書類の内容に変更が生じた場合は、第 9 条に定める書類を速やかに提出すること
- （４）行事終了後、第 12 条に定める書類を提出すること

（承認後の内容変更）

第 9 条 主催者は、後援名義の使用承認を受けた後、第 6 条に定める書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、次の各号に定める書類を区長に提出し、当該内容の変更について承認を受けなければならない。

- （１）大阪市阿倍野区役所後援名義使用内容変更承認申請書（様式第 4 号）
- （２）大阪市阿倍野区役所後援名義使用承認通知書
- （３）変更にかかる書類
- （４）前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 第 7 条の規定は、内容の変更にかかる承認および不承認の決定ならびにその通知について準用する。

この場合において、同条中「大阪市阿倍野区役所後援名義使用承認通知書」とあるのは「大阪市阿倍野区役所後援名義使用内容変更承認通知書」と、「大阪市阿倍野区役所後援名義使用不承認通知書」とあるのは「大阪市阿倍野区役所後援名義使用内容変更不承認通知書（様式第 5 号）」と読み替える。

（承認後の中止）

第 10 条 主催者は、後援名義の使用承認を受けた後、当該行事を中止する場合は、速やかに、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- （１）大阪市阿倍野区役所後援名義使用承認通知書または大阪市阿倍野区役所後援名義使用内容変更承認通知書
- （２）当該行事が中止となったことがわかる書類

（承認の取消）

第 11 条 区長は、後援名義の使用を承認した後、次の各号のいずれかに該当する場合は、主催者に対し、大阪市阿倍野区役所後援名義使用承認取消通知書（様式第 6 号）により、後援名義の使用承認を取り消すことができる。

- （１）第 5 条の承認要件のいずれかを満たさなくなったとき
- （２）申請書類等の内容と著しい相違が認められるとき
- （３）前 2 号に掲げるもののほか、不適当と認められる行為があったとき

2 前項の規定により承認が取り消されたことで主催者に損害が生じた場合、大阪市はその責めを負わない。

(行事完了報告)

第 12 条 主催者は、当該行事の完了日の 1 月以内に、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

(1) 大阪市阿倍野区役所後援名義使用完了報告書(様式第 7 号)

(2) 行事の決算収支を明らかにする書類

(3) 行事の実施に際して配付したチラシ、パンフレット等

(大阪市阿倍野区役所の免責)

第 13 条 後援を行った行事において発生した事故等に対し、大阪市はその責めを負わない。。